

健やかライフ

2020. 4
No. 185

※ 公告等の記事についてはホームページ上には掲載しておりませんので、内容については本誌をご覧ください。

CONTENTS

- P2～4 ▶ 令和2年度 事業計画・保険料率・予算のお知らせ
P5 ▶ ・被扶養者認定の要件に国内居住が加わりました
・紹介状なしで大病院を受診すると特別な料金がかかります！
・ジェネリック医薬品を処方してもらうには？
P6～7 ▶ 「特定保健指導」で健康な生活をGET！
P8 ▶ 事業所との個人データの共同利用について



ホームページをリニューアルしました！

<http://www.st-kenpo.or.jp>

スマートフォンにも対応し、大変見やすくなりました。
ぜひアクセスしてください。

本誌がホームページ上でダウンロードできます



事業計画・保険料率・予算のお知らせ

令和2年2月12日(水)に開催されました第104回組合会におきまして、当健保組合の令和2年度の事業計画・保険料率・予算が可決、承認されました。その概要をお知らせします。

事業計画

令和2年度も引き続き、業界で働く皆様とご家族の健康をサポートするため、健康診断の受診促進、医療機関への受診勧奨による疾病の重症化予防等に積極的に取り組んでまいります。

皆様におかれましても、当健保組合の各種保健事業をご活用いただき、ご自身の健康維持・増進に取り組んでください。

重点事業 ▶ 1 健康診断の実施

加入員の皆様がご自身の身体の状態を確認したり、病気の早期発見、早期治療を目的に健康診断事業を実施しています。

自覚症状のない病気を早期に発見できることもありますので、ご自身の身体の状態を確認するため、健康診断を一年に一度は必ず受診してください

➡【申込方法等の詳細は本誌『健やかライフ』4月号別冊『健康診断・保健指導ガイド』に掲載】

重点事業 ▶ 2 特定保健指導の実施

将来の生活習慣病を防ぐため、生活習慣を見直すためのアドバイスが受けられる特定保健指導事業を実施しています。

健康診断の結果、生活習慣を見直すための保健指導が必要と判断された場合には、当健保組合よりご案内をします。ご自身の健康保持のため、必ず保健指導を受けてください。

➡【詳細は本誌『健やかライフ』4月号別冊『健康診断・保健指導ガイド』に掲載】

重点事業 ▶ 3 受診促進通知の実施

健康診断の結果、「治療」または「精密検査」が必要と判断されながら、その後、医療機関を受診していない方のうち、特に早急に医療機関の受診が必要な方に対して、医療機関への受診を促す通知をご自宅に送付しています。

未受診のまま放置すれば、病気が進行し、重症化する恐れがあります。健康診断の結果、「治療」または「精密検査」が必要と判断された場合には、必ず医療機関で受診してください。

事業所への 情報提供

通知後も受診が確認できない場合、被保険者については、労働安全衛生法に規定する定期健康診断の検査結果について事業所に情報提供し、事業所と共同して重症化予防に取り組んでいきます。

令和2年度に実施するその他の保健事業

【疾病予防・健康管理】

インフルエンザ予防接種の費用補助	10月～1月	『健やかライフ』令和2年8月号	
医療費のお知らせ	1・3月		
後発医薬品促進通知	6・9・1・3月		
事業所用救急薬品の配付	12月		
被扶養者への健康診断の受診促進	6月		
被保険者向け救急薬品の斡旋	6月～9月 11月～3月	『健やかライフ』令和2年6月・11月号	
電話健康相談	通年	別冊『保養施設ガイド』	
育児書の配付		19ページ、本誌折込チラシ 19ページ	

【心身の保養・体力づくり】

直営保養所「熱海 薫風荘」の開設			2～4ページ	
契約保養所の利用補助	通年	別冊『保養施設ガイド』	5～16ページ	
東京ディズニーリゾートの利用補助			18ページ	
プールの利用補助	7・8月	『健やかライフ』令和2年6月号		
マス釣り大会の実施	10月	『健やかライフ』令和2年8月号		
スキーリフト・アイススケートの利用補助	12月～3月	『健やかライフ』令和2年11月号		

保険料率（介護保険料率は変更）

令和2年度において当健保組合が国に納める介護納付金は、総報酬割の全面導入による負担方法の変更等により、令和元年度に比べ7,200万円余の大幅な負担増となったことから、下記のとおり介護保険料率を現行の千分の16.4から千分の17.0に変更することとなりました。

健康保険料率

千分の98.4（前年度と同じ）

※事業主と被保険者で折半負担

介護保険料率

千分の17.0（千分の0.6引き上げ）

※事業主と40歳から65歳未満の被保険者で折半負担

●健康保険料率の内訳

区 分			保険料率 (千分率)	内 容
健康 保 険 料	一 般 保 険 料	基本保険料	62.68	健保組合加入者に対する保険給付等に充てる保険料
		特定保険料	34.42	後期高齢者医療制度への「支援金」、前期高齢者医療制度への「納付金」等に充てる保険料
	調整保険料		1.30	健保組合間の財源不均衡の緩和のため健康保険組合連合会へ拠出する保険料
	合 計		98.40	

予 算

当健保組合の令和2年度予算の主な内容は次のとおりです。

一般勘定予算 予算総額 152億8,095万3千円

準備金繰入 6億4,312万6千円

収入不足を補うため、準備金から繰り入れます。

収
入



保険料収入 142億1,567万8千円

皆様や事業主から納めていただく保険料は組合運営の大切な財源です。

調整保険料収入、財政調整事業交付金など 4億2,214万9千円



保健事業費 10億6,618万5千円

人間ドックなどの各種健診事業や、宿泊施設を利用した際の補助金事業などの費用です。



支
出

保険給付費 84億4,770万円

皆様が病気やけがをしたときの、医療費や各種給付金の費用です。

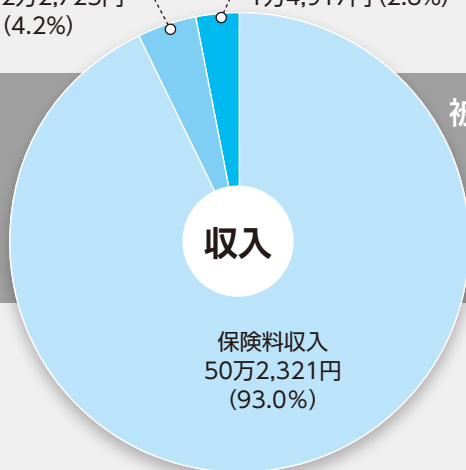
納付金 50億3,835万1千円

国へ納付する後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等の費用です。



財政調整事業拠出金、事務費、予備費など 7億2,871万7千円

準備金繰入 2万2,725円 (4.2%)
その他 1万4,917円 (2.8%)



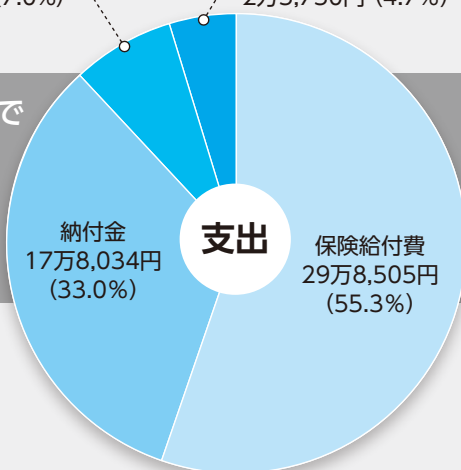
一般勘定

被保険者1人当たりで
予算を見てみると

合計
53万9,963円



保健事業費 3万7,674円 (7.0%)
その他 2万5,750円 (4.7%)



※100%にするために、パーセントを調整している箇所があります。

収 入

科 目	予算額 (千円)
介護保険収入	1,699,083
繰入金	70,815
雑収入等	12
合 計	1,769,910

介護勘定予算

介護勘定予算は
総額 17億6,991万円に
決定されました。



支 出

科 目	予算額 (千円)
介護納付金	1,767,210 ※前年度比7,200万円増
介護保険料還付金	700
予備費	2,000
合 計	1,769,910

被扶養者認定の要件に国内居住が加わりました

令和2年4月1日から健康保険法等の一部改正により、被扶養者の認定要件に「日本国内に住所を有する」ことが加わりました。

このため、被扶養者が国内に居住していない場合は、令和2年4月1日で被扶養者の

資格を失います。

なお、日本国内に住所を有しているかどうかは住民票があるかどうかで判断します。

ただし、次のケースは例外的に要件を満たすこととして認定されます。

- ① 留学する学生
 - ② 海外赴任に同行する家族
 - ③ 海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる人
(例) 海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など
 - ④ 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している人
(例) ワーキングホリデー、青年海外協力隊など
 - ⑤ その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして健保組合が判断する人
- ※ 次の人は、日本国内に住所を有していても、被扶養者にすることはできません。
- ・「医療滞在ビザ」で来日した人
 - ・「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した人（富裕層を対象とした最長1年のビザ）



紹介状なしで大病院を受診すると特別な料金がかかります！

診療所や病院を適切に使い分けましょう

大病院に診療所などの紹介状なしで受診すると、診療料のほかに特別な料金がかかることをご存じですか？ 初診では5,000円（歯科の場合は3,000円）以上、再診では2,500円（歯科の場合は1,500円）以上の特別な料金がかかります。令和2年3月31日までの大病院の対象は、特定機能病院と許可病床400床以上の地域医療支援病院となって

いましたが、令和2年4月1日からは特定機能病院と一般病床200床以上の病院に拡大されました。

大病院は救急や重い症状の患者さんの治療を担う役割を持っています。軽症で医療機関にかかるときは、身近な診療所やクリニックを受診しましょう。



大病院を紹介状なしで受診した場合の費用

（令和2年4月1日から大病院の対象が特定機能病院と一般病床200床以上の病院に変わりました）

7割※ 保険給付 (健保組合負担)		3割 一部負担金 (患者負担)	+		初診時	再診時
				医 科	5,000円以上	2,500円以上
				歯 科	3,000円以上	1,500円以上
医療費 (保険診療)				追加負担		

※ 70歳未満の被保険者・被扶養者の場合（義務教育就学前は8割）

健保ネタ帳

ジェネリック医薬品を処方してもらうには？



新薬と同等の効き目と安全性が認められながら、価格が安いジェネリック医薬品を処方してもらうには、まずはかかりつけのお医者さんに相談を。処方せんの「後発医薬品への変更不可」の欄に「×」がついていなければ、変更できます。

変更を希望することを言い出しづらいという方には、保険証、診察券、お薬手帳等に貼って利用できる「ジェネリック医薬品希望シール」をご用意しておりますので、当健保組合までご連絡ください。また、ジェネリック医薬品の情報サイト「かんじゃさんの薬箱[※]」などからダウンロードできる「ジェネリック医薬品お願いカード」を提示する方法もあります。

なお、いきなり切り替えるのは心配という方は、処方された日数を分割して試すことができます（分割調剤）。薬局で処方せンを渡すときに、薬剤師さんに相談してみましょう。

年々増加している国民医療費を抑制するため、積極的にジェネリック医薬品の活用に努めましょう。

※ http://www.generic.gr.jp/card_gif.html

「特定保健指導」で 健康な生活をGET!

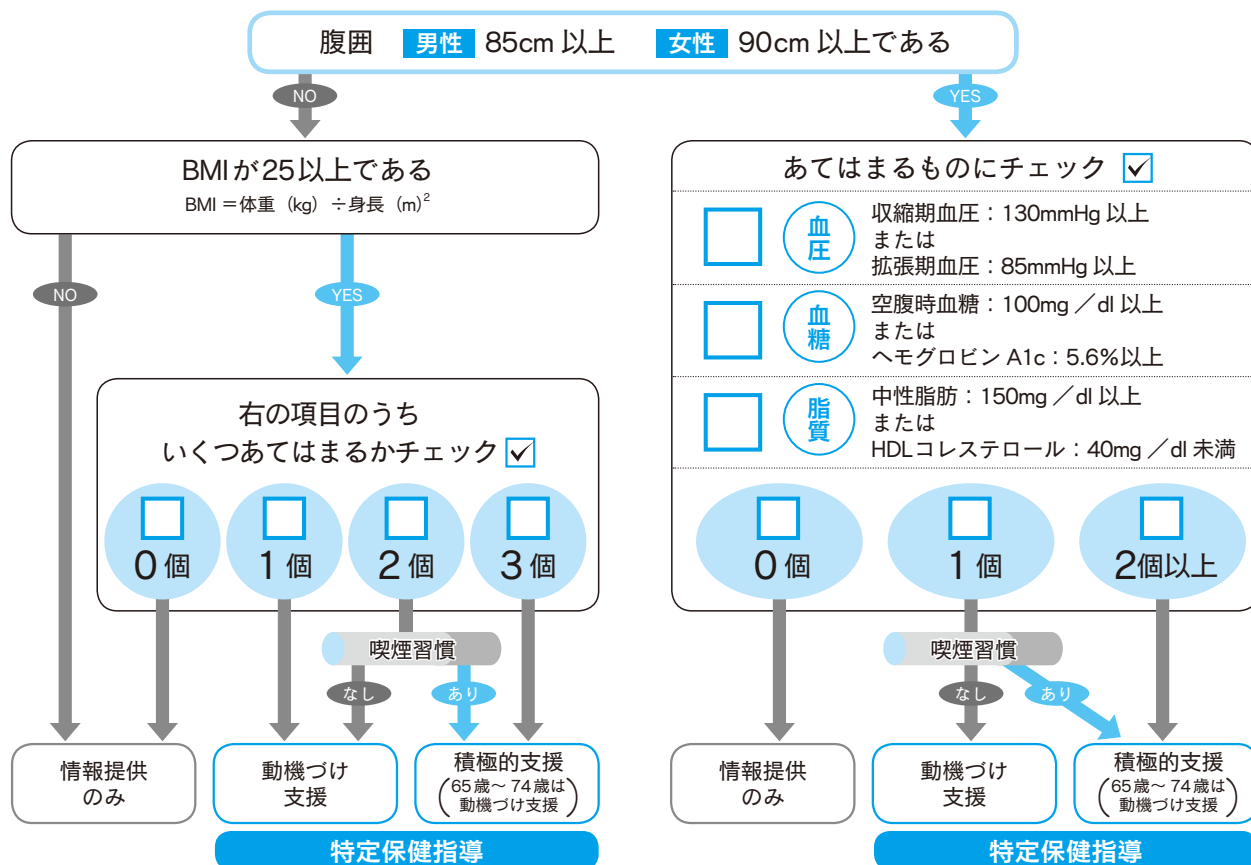
特定健診を受けた方のうち、生活習慣病になるリスクが高い方に「特定保健指導」が行われます。病気を未然に防ぐチャンスですから、案内が届いた方は必ず参加してください。

特定保健指導の対象者は こうして選ばれます

「内臓脂肪の蓄積」がある方のうち、「血圧」「血糖」「脂質」の検査数値と「喫煙習慣」の有無から判断して、対象者が選定されます。

血圧や血糖など、それぞれの数値はそれほど悪くなくても、リスクが重なると「メタボリックシンドローム」になりやすくなります。糖尿病や心筋梗塞、心不全、脳卒中、脳梗塞などの大病を発症する前に、保健指導によって生活習慣を改善するための取り組みです。

リスクの数に応じて「動機づけ支援」と「積極的支援」の2通りの特定保健指導に分けられています。



※高血圧症、糖尿病、脂質異常症の治療のための薬を服用中の方は特定保健指導の対象となりません。

どんな人が、 どんな指導を してくれるの？

特定保健指導を行うのは、保健師や看護師、管理栄養士など、病気予防のエキスパートです。問い詰めたり叱ったりすることは決してありませんので、安心してご参加ください。

健診結果を見ながら、一人ひとりの生活に合った行動計画と一緒に作成します。一方的に指導するのではなく、自分自身の生活習慣をふり返り、達成できそうな目標を設定して、健康的な生活習慣を続けられるようにサポートしてくれます。

健診機関によっては、健診を受けた当日に保健指導を受けられたり、電話やメールで受けたりすることもできます。健康管理のエキスパートにご自身の健康について相談できるよい機会を、ぜひご活用ください。



事業所との個人データの共同利用について

当健保組合では、被保険者の皆様の健康管理のため、事業所と個人データを共同利用しております。当健保組合ホームページ等でもお知らせしておりますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

共同利用の概要

個人情報保護法では、健康診断等の個人データは、あらかじめ本人の同意なく第三者に提供してはならないとされておりますが、同法第23条第5項第3号において、特定の者との間で共同して利用される個人データについては、個人データを共同で利用すること等（詳細は下記1～4参照）について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に

知りえる状態に置いているときは、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当せず、個人情報取扱事業者は、本人の同意がなくても、個人データを提供することができるとされています。

当健保組合では、健康診断結果等を事業所へ情報提供するため、健康診断結果等の個人データを事業所と「共同利用」させていただいております。

1. 共同利用する個人データの項目

当該事業所の被保険者の氏名、生年月日、年齢、性別、被保険者証記号番号、健診機関名、健診区分、健診日、健診結果及び数値・判定（労働安全衛生法に規定する定期健康診断の範囲）、特定保健指導対象者の氏名、該当する特定保健指導コース、受診勧奨対象者（健康診断後に治療又は精密検査が必要と判断された方で、医療機関への受診が確認できない方）の氏名及び該当する検査結果（労働安全衛生法に規定する定期健康診断の範囲）。

2. 共同利用者の範囲

健康診断受診者、特定保健指導対象者及び受診勧奨対象者が勤務する測量地質健康保険組合適用事業所と測量地質健康保険組合。

3. 共同利用目的

- ・適用事業所としては労働者の健康管理のため。
- ・測量地質健康保険組合としては加入者の健康管理のため。
- ・適用事業所と測量地質健康保険組合が協力して保健指導及び重病化予防を進めるため。

4. 共同利用に係る個人データの管理責任者

測量地質健康保険組合。

※共同利用を希望されない場合 総務部施設課までお申し出ください。

令和2年度 任意継続被保険者の 標準報酬月額の上限について

標準報酬月額上限：360,000円

参考（令和元年度 360,000円）

適用年月日：令和2年4月1日

組合の現況 （令和2年2月末現在）

事業所数	543社
被保険者数	28,302人
被扶養者数	21,725人
平均標準報酬月額	367,560円

表紙題字は内藤理事長 揮毫